

# 令和6年度第1回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和6年6月27日（木） オンライン開催		
委員（敬称略）	第一分科会長	枝松 広朗	あおば公認会計士共同事務所 公認会計士
	委 員	遠山 康	遠山康法律事務所 弁護士
	委 員	小菅 瑠香	学校法人芝浦工業大学 建築学部 教授
審議対象期間	原則として令和6年1月1日～令和6年3月31日の間における調達案件		
抽出案件	8件	(備考)	
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。	
審議案件	8件		
意見の具申または勧告	なし		
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問		回 答
	下記のとおり		下記のとおり

## 【審議案件1】

審議案件名：中央合同庁舎第5号館情報処理機器室空調機更新工事

資格種別：建設工事一管工事（A又はBランク）

選定理由：一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、低入札価格調査を実施しているため。

発注部局名：大臣官房会計課

契約相手方：オーク設備工業株式会社

予定価格：48,371,297円

契約金額：42,460,000円

落札(契約)率：87.8%

契約締結日：令和5年12月20日

### （調達の概要）

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者の応札があり、オーク設備工業株式会社が契約の相手方となった。落札率は87.8%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回 答
一者応札となった要因は、繁忙期の工事となるという時期的な問題と自前の設計であるため現地調査が必要だから、そのスケジュール調整という問題があったとお考えでしょうか。	そのように考えております。
この問題が発生したのは、設計業務の調達の遅れが原因ではないかと思われます。なぜ3回不調になったのかという原因の分析こそが重要だと思うのですが、いかがでしょうか。	御指摘のとおり、設計が調達できなかつたことが問題だと考えております。工夫して、要件等を緩和して、調達を何回もしたのですが応札者がなかったところです。
設計業務が順調に調達できていれば、一者応札は回避できた可能性があると理解すればよろしいですか。	はい、そのとおりです。
設計業務の調達ができなかつたから自前で設計なさったということですが、そういったことはよくあることなのでしょうか。	かなり例外的な対応となりました。ただ、時間が足りなかつたことから、今回このように対応しました。
工事が無事に完了しているということは、自前の設計でも問題なく対応できたということになります。自前の設計でも適切な工事ができるのであれば、設計事業者さんに設計業務を委託する必要も必ずしもないかと思ったのですが、いかがでしょうか。	今回の件は、かなり例外的な対応ではないかと思っております。 通常は、設計と工事で役割分担をすることで、より応札しやすくなるかと思っております。
今回の契約の相手方も現地調査を行ったのですか。	はい。
今回のような更新工事の工事期間として1か月程度は一般的なのでしょうか。	一般的には可能と理解しています。
設計が専門ではない人が描いた図面で工事する負担があつたと思います。この理由で応札者が減る可能性はあったのでしょうか。	可能性としてはあったかと思うのですが、事前にヒアリングをしたところ、「現地調査をして確認が取れれば、

ようか。	できないことはない」と言っていた事業者が複数ありました。 そのため、公共調達の観点でいうと公平性はあったと理解しているところです。
事前調査の約2時間の中で、天井裏の配管をめくったり、空調機械室に行ったり室外機を見たり、全て確認した上で応札できるかどうかを判断してもらったということでしょうか。	はい、そのとおりです。 機械の設置場所と配管と電源を全て一通り、室外機の場所も含めて確認してもらいました。
公告から入札までの期間がもう少し延ばせていたら、応札は増える可能性があったと考えていいのでしょうか。	はい、そのとおりだと思っております。年度末は工事が立て込んでいる事業者もいました。余裕をもった納期なら、増えたのではないかと考えています。
オーク設備工業株式会社のみが入札できたのはどういう理由なのですか。	事前に御相談していたからだと思っております。 また、この事業者が実際に機器を入れられている事業者とかなり近い関係にあったため、公告が出てから発注までのタイムラグが少なかったと聞いております。
設計が3回不調になり、早急に設備更新しなければいけない状況の中で、なぜ年度末まで引き延ばしてしまったのですか。	私たちは事務官で知見もなかつたものですので、どういう点を示す必要があるのか確認しながら実施した結果、自前で設計するのに少し時間が掛かってしまったというところです。
(分科会長の意見) 分かりました。今後は、設備調達の計画性や調達の平準化を御検討いただければと思います。 これで終了させていただきます。ありがとうございました。	

【審議案件2】

審議案件名 : 動物・エネルギーエリア照明設備更新工事  
 資格種別 : 建設工事 - 電気工事 (C/D ランク)  
 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、落札率が低いため。  
 発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所  
 契約相手方 : ビッグバン株式会社  
 予定価格 : 37,219,050円  
 契約金額 : 10,995,600円  
 落札(契約)率 : 29.5%  
 契約締結日 : 令和6年2月16日

(調達の概要)

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、2者の応札があり、ビッグバン株式会社が契約の相手方となった。落札率は29.5%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回答
落札率がとても低いのですが、低入札価格調査の結果報告書を拝見しても、なぜこのように低額にできるのかが理解しきれなかったため、改めて御説明をお願いします。	予定価格の積算においては、落札事業者とは別の事業者の見積りを参考にしておりました。 蛍光灯の種類はA社という日本のメーカーを想定して積算していました。A社については、どこの販売代理店に卸すときも金額は決まっていると聞いていました。それに対して、今回の落札事業者のビッグバン株式会社が採用したのは、B社の蛍光灯になります。こちらについては、メーカーの定価は、ホームページで確認したところ、A社よりも安価でした。 低入札価格調査の資料ですと、メーカーの提示する定価より更に大幅に値引きされて積算されていました。 その他、予定価格を作る際に見積りを取った事業者と比較して大きな差があったのは人件費です。電工労務費が、予定価格の参考にした見積額と比較すると、大変安くなっていました。このようなところが、主な原因です。
工事はもう終わっているのですか。	はい、終わっています。 結果として求めていた仕様どおりに履行されました。
労務費が非常に低く抑えられているという点ですが、労務費を抑えることによって、そのしづ寄せが労務者に行ってしまっているということはないという点は、確認いただいてますか。	はい。
予定価格は参考見積りを2者から取っているのですか。	はい、そうです。
金額が離れていますが、安いほうを取るのが適正との判断は、どのようにされたのですか。	予定価格を作る際、2者を比較した場合、各見積りの各事項の中で安いほうを採用するやり方をしています。
このときの差も、蛍光灯のメーカーですか。	はい、蛍光灯の値段はメーカーで違います。
これほど低価格で落札するという状態が、想定外だったわけですが、そうならないようにするために、何かできそうなことはありますか。	今回私どもも様々な分析をした結果、代理店の購入価格は公開されていないものですから、知る術がない。それに対しての対策と言いますと、様々な契約実績を見て、今後予定価格を作る際の参考としていく。そういうことを繰り返していくことによって、私どもの予定価格の作り方というのは、今後精度を増していくと考えています。
予定価格に記載された蛍光灯の予定単価ですが、定価なのですか。	各代理店がメーカーから仕入れて、かつ、我々に販売する価格になっているのだと思います。定価はオープン価格です。
先ほど、過去の実績等を踏まえて実勢価格を踏まえた予定価格を算定するというコメントがありましたが、今回はなぜそれをしなかったのですか。	本件の落札者とは今までやり取りがなく、知る術がなかった、接触する術がなかったというところです。

(分科会長の意見)

落札率がとても低い案件で、履行に問題がなかったということは、予定価格が高すぎたということです。これまでの実績等を踏まえて、もう少し市場調査をして、予定価格をもう少し下げるべきだったと思います。では終わります。ありがとうございました。

【審議案件3】

審議案件名 : 国立療養所長島愛生園旧むつみ病棟改修整備工事 令和6年1月25日～令和6年12月20日  
 資格種別 : 建設工事 - 建築一式工事（A又はBランク）  
 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、落札率が高いため。  
 発注部局名 : 国立療養所長島愛生園  
 契約相手方 : 中国建設工業株式会社  
 予定価格 : 413,838,152円  
 契約金額 : 413,600,000円  
 落札(契約)率 : 99.9%  
 契約締結日 : 令和6年1月24日

(調達の概要)

一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、3者の応札があり、中国建設工業株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.9%である。

意見・質問	回答
2回目の入札において2者が辞退しているのですが、辞退の理由は確認していますか。	確認しておりません。
辞退した2者は、1回目における入札価格より下げられないということだったと思うのですが、どのように見ていますか。	そのように思っております。金額をぎりぎりの線で出していく、予定価格がそれよりも低いということで、辞退をされたと考えております。
競争性を高めるという観点では、予定価格に工夫の余地があったのかと思うのですが、予定価格は、建築資材の高騰は折り込み済みですか。	今回の予定価格は、設計事業者が積算に基づいて作成した工事費の積算金額を用いています。
専門的な知見を持った人に依頼しているのですね。	そうです。
建築資材の価格高騰なども折り込み済みと認識されているということですか。	はい、そうです。
過去も見ると、平成26年も中国建設株式会社の一者応札で99.9%、平成27年も99.7%で、どうしてこのように予定価格に近い金額での落札が繰り返されてしまうのか、心当たりがあつたらお聞かせください。	心当たりはありません。
このような設計業務はC社にずっと発注しているのですか。	入札で決定していて、C社はいつも応札してきていますが、他にもよく応札する事業者がいます。C社は、当園の公告状況をよく見ているのでしょうか、必ず声を掛けてくれる、そんなイメージがあります。
開札調書を見ますと、今回、中国建設工業、D社、E社の3者が入札しましたが、非常に近い金額で入札しています。これは何か理由があるのですか。	応札者が決めることなので把握はできていないのですが、設計図、図面だけを渡して、積算してくださいということではなく、内容を詳細にお示ししています。
入札価格はそれほど差が出るものでもないということですね。	そうです。今回は既存の建物の模様替えで、品質面も仕様書で固めていますので、それほど差が出るような内容ではないと思っております。
(分科会長の意見) 予定価格から非常に近い金額で落札されることが続いているのでご検討いただき、改善点があれば、改善をしてください。競争性を高めて、複数者の入札が可能な方法を検討してください。ありがとうございました。	

【審議案件4】

審議案件名 : 厚生労働省上石神井庁舎電算棟エレベーター更新工事  
 資格種別 : 一  
 選定理由 : 隨意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。  
 発注部局名 : 職業安定局雇用保険課  
 契約相手方 : ダイコー株式会社  
 予定価格 : 26,950,000円  
 契約金額 : 26,950,000円  
 落札(契約)率 : 100.0%  
 契約締結日 : 令和6年1月18日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
随意契約とする理由に合理性があっても、金額についての合理性というのは別途検討が必要かと思いますが、本件はどのような検討をされたのでしょうか。	同業他社3者に、この工事ができるかという観点で、まず意見を伺いました。その結果として、同業他社は、そもそも納入事業者と違う事業者ということなので参入は難しいと、見積りを出していただける状況ではなかったので、見積りを出していただいたのが納入事業者のみです。納入事業者の見積りを基に予定価格を算定しました。
工事に対応可能な事業者が提示している金額が合理的なもののかどうかという検討は、別途必要だと思いますが、提出された見積りの検証は行っていないのでしょうか。	令和4年時に、令和5年度予算要求をする際の見積額を納入事業者に出してもらい、それを基に予算額の設定をしました。その後、世界的な半導体不足等で、実際の納入が令和6年度でないと難しい、1年間納入に時間が掛かるという話がありました。 令和4年の時点での見積りを基にして、令和6年に施工するので事業者のほうも配慮したと思っております。 そういった意味で、令和6年に納入するからといって新たに見積りを取っていませんが、一定程度、合理的な金額の契約額になったと思っております。
提出された見積りについて、独自の観点からの合理性の検討はしていないのでしょうか。	その観点での検討はしておりません。
契約相手方に委託するしかないという本件のような状況の場合、提出された見積金額が、その工事の金額として合理的のかどうかという独自の観点からの検討は、不可能なのでしょうか。	同業他社から見積りをもらえば、その適正性や競争性というものを見られるのだと思うのですが、同業他社から見積りをもらえないということであれば、納入事業者が出てきた見積りは、一定程度、合理性があるという考え方を持たざるを得なかつたと思っております。
戸開走行保護装置の追加を、この事業者は、他の現場で実施したことがあるのでしょうか。	確認しておりません。
今の状況に対応してないので部品の追加という話になったときにエレベーター自体が老朽化しているのに足りないものを追加、更新していくというやり方がよかつたのでしょうか。入替えのほうが、長期的に見て、経済的ということにはならないのでしょうか。	全部品更新ということも検討はしましたが、やはり費用が高くなり、工期も長くなると思っております。また、このエレベーターは利用頻度が高くないので、部品さえ更新しておけば、使用は継続できるということを判断しまして、今回は一部更新という対応をさせていただきました。
例えば、三菱や日立とか、よく見るエレベーターメーカーがありますが、ダイコー株式会社もメーカーなのですか。	はい、メーカーです。
見積書の部品一つ一つに付いて検証できていますか。	そこまでの検証には至っていません。これが適正だということで先方から話があったので、当方としては承知したところです。
エレベーターの改修工事の過去の実績はあるのですか。	改修工事は、細かな部品の交換もこの事業者にやってもらっていますので、実績はあります。

あるのなら、そういったデータと突き合わせをして、本当にこの部品の価格が正しいのかどうかを検証して、価格交渉をする必要があると思います。もし可能であれば、このような価格の分析をしたと文書化してください。	はい。
予算の繰越手続をされたのですね。これについてご説明いただけますか。	巻上装置の中に半導体部品が入っているのですが、半導体部品の不足によって、その巻上装置の機器が発注から納品まで1年間掛かるという報告がありました。1年間掛かって納入されて、更に工事を考えると、単年度で終わらないということが、令和5年度に入つてから判明いたしました。令和5年度中に納入ができないということで、繰越しが必要だと判断して、財務省との調整を経て繰越手続をしました。
(分科会長の意見) 分かりました。これで質問は終了させていただきます。ありがとうございました。	

【審議案件5】

審議案件名 : 横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター重要物品処分等業務  
 資格種別 : 役務の提供等－B、C又はDランク  
 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、1者応札であるため。  
 発注部局名 : 横浜検疫所  
 契約相手方 : 株式会社シューエイ商行  
 予定価格 : 14,850,000円  
 契約金額 : 14,630,000円  
 落札(契約)率 : 98.5%  
 契約締結日 : 令和6年1月23日

(調達の概要)

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者の応札があり、株式会社シューエイ商行が契約の相手方となった。落札率は98.5%である。

意見・質問	回答
仕様書を手交した、落札者を除く7者について、応札しなかった理由はヒアリングされているのですか。	期間が短いと言われました。重要物品につきまして厚生労働本省で廃棄の承認に時間が掛かるので、旧庁舎に残しておいて、予算がついてから廃棄を改めてしまうと思っていたのですが、令和5年度中に廃棄ができることが決まったので、それから急いで調達しましたが、この履行期間で応札するのは難しいと、事業者から言われました。
今後重要物品の処分が生じた場合には、時期を工夫すれば複数の応札は期待できると考えてよろしいですか。	そうですね。大きい事業だとしても、ある程度の納期を設定できれば、複数の応札になると思います。
時期的にも難しかったのだと思うのですが、機器什器の搬出だけなら実施可能な事業者も多いかと思われます。空調や照明の配管などの後始末と分けて調達するという検討はされましたか。	冷蔵庫とそれを管理している電気設備など、一体化しているものが多く、明瞭に分けられるものではなかったので、今回は全て一式で調達しました。
多数の事業者に声掛けをしたにもかかわらず、一者応札になってしまったようですが、例えばアスベストの調査や除去には必要な資格が多数あり、それらの資格がないと、この事業はできないということなのですね。	はい。
参考見積りを出したF社に、この資格を持つ従業員はいたということですよね。	F社に関しては、参加は難しいということだったので、このままだと見積書が1者になってしまうので、参考見積りを提出いただきました。アスベストの有資格者については聞いていません。
アスベストに絡む工事ができる事業者をあらかじめ選定しておくということは可能ですか。闇雲に声掛けをするよりも、実施可能な者に声掛けをしたほうがいいと思われます。	アスベストの資格所持者のいる事業者の調べ方が分からなかったので、入札参加資格に適合する事業者に聞く方法を取りました。
あらかじめそういう情報を入手するというのは、困難ということなのですね。	アスベストの工事に慣れていないもので、少し難しいです。
公告期間を当初の計画で10日間とされていたのですか。	はい。
事業者側の準備もありますし、公告期間を結果的には26日間にされたようですが、最初の計画での公告期間10日間は短すぎるかと思われます。	急ぎよ決まったもので、公告期間を長く取ると、その分作業日数が少なくなってしまうので、何とか少し広めに声掛けできるように、対応できるように、かつ、作業日数が確保できるようにすると、当初の計画では10日間がいいのではないかと考えました。
(分科会長の意見) 分かりました。大きな問題があるわけではなさそうですので、これで終了させていただきたいと思います。	

【審議案件6】

審議案件名：大型超音波洗浄機1台ほか16品目の購入  
 資格種別：物品の販売－A、B又はCランク  
 選定理由：入札参加資格の等級指定に誤りがあつたため。  
 発注部局名：名古屋検疫所  
 契約相手方：株式会社テクノ西村  
 予定価格：7,858,125円  
 契約金額：7,322,315円  
 落札(契約)率：93.2%  
 契約締結日：令和6年1月31日

(調達の概要)

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者の応札があり、株式会社テクノ西村が契約の相手方となつた。落札率は93.2%である。

意見・質問	回答
本件における競争参加資格は、B、C、Dの等級が正しかつたということになるわけですか。	はい。
なぜB、C、Dの等級ではなくて、A、B、Cの等級にされたのかというのは、全品目の総額を予定価格とするのか、品目ごとに見るのかの差でしょか。	そうです。
品目ごとに調達することで競争性を高め、金額としては総額と考えたため、A、B、Cの等級にされたということですか。	そういうことです。
今後はこのような誤りはもう起きないということですか。	そういうことです。
購入予定は17品目であったところ、2品目については不調になっています。残り2品目も必要だったと思われるのですが、この2品目についてはどのような対応をされましたか。	1品目については、電子天秤1台で、年度内の納品が不可能とメーカーから言われてしまつたので、年度内調達を諦めざるを得ない状況になりました。顕微鏡1台については、仕様を若干見直して、入札を実施して、年度内に調達できているという状況です。
本案件とは別に、1品目だけの入札を行つたということですか。	はい。
電子天秤については、次年度以降の案件になるのですか。	はい。
仮に、複数の応札事業者がいた場合は、それぞれ品目ごとに安価な金額を提示した事業者が落札するという形になるのですか。	はい。
個別ではなくセットで納品できるのだったら安くなるという場合もあるのではないかと思ったのですが、幾つかの機器がセットで落札できるのだったら、納品するときに割引きが利きそうという話は出てこないのでですか。	搬入費用、移動費用や人件費など、そういった抑えられる点はあるかと思います。
予定価格調書の顕微鏡ですが、株式会社テクノ西村が入札した金額は予定価格や見積書より高い金額を出してしまつたのですが、どのような理由か確認されたのでしょうか。	見積りを依頼した際に示した条件と、調達時に仕様書で示した条件が異なっていました。
G社の参考見積りは、「×」が多数書き込まれていますが、参考にならなかつたということですか。	別件とまとめて見積りをお願いしたため、本案件のものだけを抽出するため、ほかは「×」と記載したものです。
今回のような、調達は1本だが、品目ごとに調達をするという調達の方法は一般的なのでしょうか。	一般的かは不明ですが、ほかの案件においても行われています。
17品目ありますけれども、17者と契約するかもしれないということでしょうか。	はい。
(分科会長の意見) では終わります。ありがとうございました。	

【審議案件7】

審議案件名：関西国際空港第1ターミナルビル国際線到着コンコース壁面復旧工事委託

資格種別：一

選定理由：随意契約を実施している案件中、新規であり、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。

発注部局名：関西空港検疫所

契約相手方：関西エアポート株式会社

予定価格：4,895,650円

契約金額：4,895,650円

落札(契約)率：100.0%

契約締結日：令和6年2月22日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
随意契約とならざるを得ない性質の契約かと思うのですが、契約金額が適正なのかという検討も必要だと思いますが、行っているのでしょうか。	<p>今回の契約金額について、関西エアポート株式会社から提供された見積書により予定価格を設定しております。</p> <p>関西エアポート株式会社にインタビューしたところ、請負工事事業者から聴取した見積明細を基に、第三者のコストを含め、コンサルを入れて価格査定及び交渉を実施しており、工事内容を確認の上、現在の市場での実勢価格、関西空港特有の現場制約、夜間での施工などの条件を加味して総合評価し、妥当な水準であるということを判断し、相手方と価格合意するプロセスを踏んでいると確認しております。</p> <p>そのため、工事費用については、相当な価格であると評価が行われたと承知しております。</p>
担当部局からどちらに聴取を行っているのですか。	委託事業者である関西エアポート株式会社に事情聴取を行っております。
関西エアポート株式会社の説明内容について合理性があるというように判断されたので、契約金額として合理的であるということですか。	そう判断しております。
復旧工事は既に無事に完了しているのでしょうか。	はい、無事に完了しております。
随意契約にした理由で、施設を使いながらなので、よく知っている空港管理者がいいという内容ですが、ほかの事業者でも経験があるのではないかと思うのですが、空港であるがゆえの特殊性のような理由があったら、教えてください。	国際空港であり、24時間空港ですので、夜間の作業が必要になることなどがありました。あと、到着した便がすぐに出発するなど、乗客の動線をしっかりと考えないと、飛行機遅延にもつながるということもありまして、全ての乗客のオペレーションと管理を行っている関西エアポート株式会社に委託をして、工事を実施してもらったところです。
工事の経験というのもあるが、恐らく話が早い、運営などがスムーズなどの利点があるのですよね。	そうです。
扉の取付時の事業者も、同じ関西エアポート株式会社でしょうか。	実際の施工事業者は、関西エアポート株式会社から発注した事業者です。
ほかの空港で防火戸の取付事例はあるのですか。	申し訳ありませんが、ほかの空港の案件は承知しておりません。
実際の工事を実施する事業者は関西エアポート株式会社ではなく、発注先の工事事業者ということですが、関西エアポート株式会社との契約ではなくて、関西エアポート株式会社が指定する工事事業者との直接の契約は可能ですか。	関西国際空港という、保安上も気を付けなければならない特殊な環境下でしたので、関西エアポート株式会社の管理外で、直接工事事業者と契約することは、ターミナルの管理の点から困難とみなして、関西エアポート株式会社に委託しました。
直接の契約は、現実的ではないということですか。	はい、そのとおりです。
入居時の契約に、撤去について関西エアポート株式会社を通して行わなければいけないという項目はあったのですか。	なかったのですが、建物賃貸借契約で原状回復してから返すようにということになっておりました。本来であ

	れば借りている間に原状回復してお返しするのですが、乗客のオペレーションや様々な要因から、先にお返ししてから原状復旧することを認めていただいたという経緯もあり、関西エアポート株式会社と契約するのが妥当というように判断いたしました。
コンサルを入れたと伺っているのですが、どのような形でコンサルを入れたのですか。	コンサルを入れているのは、関西エアポート株式会社が請負事業者から出てきた見積りに対してやっているのですが、詳細な過程については、内部の作業なので公開できないと言われています。確認できておりません。
請負事業者から出てきた工事明細について、関西エアポートがコンサルを入れて検証を行ったということですね。	はい、そういうことです。
請負事業者が作成した工事明細に幾らかの手数料をオンして、この見積書ができているということでしょうか。	はい、そういうことになります。
(分科会長の意見) 特に大きな問題はなさうですので、これで終了させていただきます。ありがとうございました。	

【審議案件8】

審議案件名 : 旧伊東重度障害者センター本館・日常訓練棟アスベスト含有分析調査業務  
 資格種別 : 役務の提供等－B、C又はDランク  
 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、落札率が低いため。  
 発注部局名 : 国立障害者リハビリテーションセンター  
 契約相手方 : 有限会社三井シーズテック  
 予定価格 : 7,328,533円  
 契約金額 : 1,598,300円  
 落札(契約)率 : 21.8%  
 契約締結日 : 令和6年3月14日

(調達の概要)

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、6者の応札があり、有限会社三井シーズテックが契約の相手方となった。落札率は21.8%である。

意見・質問	回答
落札者以外の事業者の入札価格を見ると、大きなばらつきがありますので、予定価格の設定が難しい案件かとは思いますが、今回のようなアスベスト含有分析調査業務を委託するのは初めてでしたか。	そうです。
予定価格の設定について、調査業務ではあるが、天井をはつるなどの作業もあることから、公共建築工事における共通費の算定方法を用いられたと。つまり、調査とはいえ工事に関係する部分もあるという前提で予定価格を設定した結果、予定価格と市場価格に差が生じてしまったということは考えられるのでしょうか。	工事の部分というよりも、単価が思ったよりも大分安かったということです。積算資料から1検体当たりの単価を算出したところ、落札者の応札額の内訳を確認したところ、この単価が大分安かったので、ここでの差が大きかったです。
本件は低入札価格調査が義務付けられる案件ではないですが、落札率が非常に低い応札者が複数いるので、落札者のみが格段に低い入札価格だったわけではないと思います。余り必要はないのかもしれません、この落札者に委託して的確な履行が期待できるのか確認はされたのでしょうか。	落札の直後に電話をしまして、入札額は間違いないかと確認をしました。関東近辺でアスベスト調査を多く実施しており、どの件でも本件に近い単価で入札をして実施をしているということです。公共調達も多数実施しているということで、問題ないと判断しました。
調査業務は無事完了したのでしょうか。	完了しております。
今回の調査業務を年度末に急いで実施しているように見受けられますが、劣化で飛散しそうだとか、何か理由があったのでしょうか。	解体工事が5月末までということになっておりますので、それまでの間で調査を行いたいと思って、年度末ぎりぎりになってしまったのですが、この時期に実施しております。
再発防止策はどのようにお考えですか。	積算資料からしか単価を確認しておりませんでしたので、市場価格を調べて、実際にはどのくらいの金額ができるのかをさらに念頭に置いて、予定価格を算出しようと考えております。
積算資料を使って見積りすると、どうしても高く出ることが多いようなので、ご認識のとおり市場価格調査をされるのがいいと思います。	はい。
低入札価格調査の義務がある案件ではありませんが、応札額が非常に低かったことについて調査して、履行に問題がないと判断したことを口頭だけではなくて文書にして残しておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。	そうですね。後から見ても分かるように、文書で残したほうがいいかと考えております。
(分科会長の意見)	分かりました。今回の案件について履行に問題がなかったということは、予定価格が少し高すぎたということになるので、次回以降、市場価格をきちんと検証して、予定価格の算定に役立てていただきたいと思います。

3 6 都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室  
電話 03-5253-1111 (内7966)